

御意見の概要	これに対する考え方
<p>1 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る改正</p> <p>(1) 指定区域の範囲に係る意見</p> <p>旧処分場の代わりに、廃棄物処理法の処理基準が適用された処分場を対象とすること。</p> <p>法施行前に設置された処分場を指定の対象とする場合には、法施行前に設置された処分場を対象とする旨を明記するとともに、設置時期をどこまでさかのぼるのかを明示されたい。</p> <p>埋立範囲を特定できない埋立地については、指定対象から除外すべきであり、そのための除外規定を設けること。</p> <p>事業者が自らの廃棄物を埋立していたミニ処分場は該当しないようにすること。</p> <p>旧処分場については、廃棄物処理法施行後に設置された処分場で、市町村及び処理業者設置のものに限定すること。ミニ処分場等は、地方公共団体が設置していた埋立地とすること。または、市町村から申し出のあった施設に限定すること。</p>	<p>これに対する考え方</p> <p>旧処分場についても、跡地の土地の形質の変更に伴い、生活環境保全上の支障が生じることから、対象とすることとしております。</p> <p>省令では本制度の対象とする処分場の要件として、設置時期に係る要件は規定しないこととしており、法施行前に設置された最終処分場であっても、法施行以降に廃止されたものは、対象となります。</p> <p>指定に当たっては、埋立範囲を特定した上で公示することとしており、都道府県等で保有している廃棄物処理業許可申請書等の公的な資料に基づいて、埋立範囲を特定しているものについて、指定区域の指定を行うこととなります。なお、指定対象となっている埋立地で現状において埋立範囲を特定できないものが仮にある場合、都道府県において過去の公的資料を極力調査する必要がありますが、これらの資料が入手できない場合、新たに現地調査等の実施までを求めるものではありません。</p> <p>該当しません。</p> <p>旧処分場及びミニ処分場については、設置が廃棄物処理法施行前であったものも含め、廃棄物処理法施行後に埋立処分が行われていた最終処分場で、市町村及び処理業者(処理業の用に供する最終処分場)が設置したものを対象とします。</p>

現在も製造業等の事業を継続して、当該埋立地の敷地内に一般人の立ち入ることがないところは除外すること。

廃止届出制度前の処分場の廃止の考え方を明確にされたい。

措置命令等によらず過去に不法投棄物等が実体的に覆土されたような場所も対象とすること。

廃棄物処理法による措置の対象とならない廃棄物の処分等に起因した土壤汚染については土壤汚染対策法の適用があることから、ミニ処分場については土壤汚染対策法で対応すべきである。

現に生活環境の保全上の支障が生じている埋立地が除外されていることの担保を省令で明確にされたい。

市町村が都道府県への届出を怠って設置していた施設（共同命令に適合しないもの）の取扱を明確にされたい。

(2) 指定区域の指定の方法等に係る意見

当該埋立地のうち一部の地番等指定し得る情報がわかる場合、その範囲を指定すること。

かなり古い施設については、設置者ですら現存する資料等がなく、埋立範囲を確定することが困難な場合に対してガイドラインを示されたい。

都道府県が指定するに当たって、市町村に対して実態調査や情報開示に関する一

埋立地については将来転売がなされる可能性もあること、敷地外への環境影響が生じる可能性もあること等から、一般人の立ち入ることができるかどうかは、指定区域の要件とはなりません。

廃止に当たっては、もはや最終処分場として維持管理の必要がない程度まで、埋め立てた廃棄物が安定化したことが何らかの方法で確認されていることが必要となります。

生活環境保全上の必要な措置として、事業者において覆土等の措置が講じられたと認められる場合については、対象となり得ます。

土壤汚染対策法はすでに発生してしまった土壤汚染の対策を行う法律であり、ミニ処分場等であっても地下にある廃棄物により土地の形質の変更に伴って生活環境保全上の支障が生じるような場合は、廃棄物処理法で対応すべきものと考えています。

省令で規定するまでもなく、現に生活環境保全上の支障が生じている場合には、廃棄物処理法上、措置命令等により対応することとなっています。

市町村設置の施設は本制度の対象となります。

都道府県等で保有している廃棄物処理業許可申請書等の公的な資料に基づいて、埋立範囲を特定しているものについて、指定区域の指定を行うこととなります。

指定に必要な情報は、市町村に求めることができるものと考えます。

定の権限を有すべきである。

指定台帳に記載すべき事項のすべてが揃っていないとしても指定するようにすること。

公示する平面図の条件を明確にされたい。

指定の事由がなくなると認められる場合として、完全土壌化したときが考えられるとされているが、この具体的な判断基準を示されたい。

指定に当たり、相当な時間が必要と考えられ、速やかな対応は不可能である。経過措置を設けられたい。

指定に当たって、どの程度の期間内に行うことになるのか明確にされたい。

(3) 指定台帳に係る意見

「概況」について明確にされたい。

所在地をGPSにより記載すべき。

(4) 届出事項に係る意見

「埋立廃棄物の種類」を削除すべき。

(5) 施行方法の基準に係る意見

水質検査等のモニタリングの具体的な検査項目、方法を明確に示されたい。

掘り起こされた廃棄物を当該地等に埋め戻す場合、廃棄物を飛散、流出させないことを施行方法の基準に加えるべき。

指定の要件は、埋立区域及び埋立地の区分がわかればよく、指定台帳に記載すべき事項のすべてまでは必要としていません。

埋立地の区域が平面図に記載されていることです。

廃棄物が周辺の土壌と区別できない程度に、埋立地からの浸出液やガスによる生活環境保全上の影響が全く認められない状態のことです。

改正法施行後、指定区域として指定できる条件が整ったものから、順次速やかに指定することになります。

現在の埋立地の利用状況等のことです。

指定区域の所在地が特定できればよく、GPSによる所在地の掲載を義務付けることはできませんが、各都道府県等で個別に対応することを妨げるものではありません。

施行に当たって、埋め立てられた廃棄物によって環境に及ぼす影響は異なってくるため、埋立廃棄物の種類に関する情報は必要です。

改正法の施行に併せて通知する予定の最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにおいて、具体的に示すこととしています。

現在でも、掘り起こされた廃棄物については、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従い適正に処理しなければならないこ

届出がなされ、施行方法の基準に適合するものとして計画の変更を命じず、土地の形質の変更が原因で生活環境保全上の支障が生じた場合でも、当該届出を行った者に必要な措置を講じさせるべき。

2 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る改正

(1) 全体に係る意見

申請書類の簡素化は、不適正処理防止とリサイクル促進の観点から将来的な産業廃棄物処理業の許可制度の在り方を考える中で検討すべきであり、処理業者の情報公開の有無等と直ちに結びつけることは問題がある。

排出事業者は処理業者に係る情報不足が原因で望むような適正処理ができないと考えているところ、今回の評価制度は特に情報公開に重きが置かれているため、排出事業者が優良な処理業者を選定するに当たって大いに助けになる。

優良業者に評価された場合のインセンティブ内容について、許可手続の簡素化、金融機関からの融資といった漠然としたものでなく、評価業者に対する公共事業入札資格の付与、処理業の許可更新手数料免除による業の許可自動更新などを明確に打ち出して欲しい。

評価基準の適合審査を全国的に統一し、客観的かつ公平な制度とし、制度の導入について「都道府県知事等の判断」という行政裁量を認めることのないようにされたい。

ととなっています。

施行方法の基準に適合する届出の内容どおり土地の形質の変更が行われた場合には、生活環境保全上の支障が生じることは想定されません。

不適正処理防止とリサイクル促進のためには、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、廃棄物の適正処理を確実に行う優良な処理業者を育成するための取組を推進していくことが重要です。今回の改正は、許可申請時の提出書類に含まれている情報に相当する情報等をインターネットで既に公開している等一定の基準に適合する業者に対しては当該情報に相当する申請書類の提出の省略措置を講ずることにより、産業廃棄物処理業界の優良化に対するインセンティブを与えるとともに、排出事業者に対する情報提供を促進し、こうした取組みを推進することを目的としています。

評価基準への適合が確認された業者については、申請書類の一部省略を可能とするとともに、更新許可等の更新の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより排出事業者等の第三者に証明できる仕組みとします。よって評価業者に対する公共事業入札資格の付与、処理業の許可更新手数料免除による業の許可自動更新を制度化するものではありません。

評価基準の選定に当たっては、都道府県における審査事務を簡略化し、かつ都道府県間で判断に差が生じないように、できるだけ明確で定型的な判断ができる項目を選定しています。またこの評価制度は、法令上、都道府県等に導入が義務づけられている

都道府県等の中で運用の差異が生じることや、処理業者に対する二重許可という印象を与えかねないことから、民間の第三者機関が統一して客観的に行うべき。

都道府県知事等は、評価基準に適合した処理業者名を広く公表すべき。

本制度の導入が都道府県知事等の判断に委ねられていることを排出事業者団体や処理業者団体に周知してほしい。

制度を創設し、運営するに当たり排出事業者に対し、正確な情報や積極的な活用方法を知らせる必要がある。

都道府県側でネットで公表すれば事足りることで、法制度上に位置付ける必要はない。

ものではありませんが、産業廃棄物処理業者の優良化を全国的に推進する観点から、全ての都道府県等において導入されることが期待されます。

評価基準の制度的位置付けは「申請書類を一部省略できる者の要件」ですので、許可権者である都道府県等が適合性の判断を行うこととなります。なお、評価基準適合の審査は、都道府県等の判断により、外部機関を活用することも可能です。

評価基準適合業者に関する情報は(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットで一元的に提供することとしています。さらに排出事業者に対して評価基準適合業者の活用を促す観点から、都道府県等においては、評価基準適合業者の名称や公開情報が閲覧できるホームページのアドレスをリスト化して公表するなど情報の普及に努めることが望まれます。

本制度の導入が都道府県知事等の判断に委ねられていることは、省令の文言上明確化し、施行通知等においても明示することを通じて周知することとしています。

評価基準適合業者に関する情報は(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットで一元的に提供することとしています。また、評価制度及び評価基準を活用した個々の排出事業者による処理業者の選定作業の円滑な実施を支援するため、評価基準に位置付けられた公開情報の活用方法も盛り込んだ「解説」を作成することとしています。

全国一律の評価基準を設定し、公的主体が評価基準への適合性を証明することは、
一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにすること、
排出事業者が委託業者を選定する際の参考となる重要な情報となること、
優良化を目指す処理業者の取り組みに具体的な目標を与えること、

参考情報にとどまらず、行政組織が優良業者に太鼓判を押すような制度としてほしい。

排出事業者が自らの判断で優良であると信じる業者を選べばよいだけであり、本制度は許可の上積み基準であり、問題。評価基準に適合することにより添付書類の省略という恩恵を受けることが出来る点は否定しないが、この程度の評価基準でこれを満たせば優良と判断されるような誤解を招く制度は止めて欲しい。排出事業者の業者選択の基準を示すのであれば、排出業者に対し「適正処理を行う処理業者のポイント等」を作成し頒布すればよい。

評価基準に適合するとして選んだ業者が違法行為を行った場合に、国に責任がないのであれば評価基準そのものの意味がない。

評価基準適合とした産業廃棄物処理業者が不適正処理を行った場合について評価主体である都道府県等の責任が問われた場合の対応については、どのように考えるか。

また評価は、申請書類の簡素化にすぎないが、実態上は事業内容が「優良」とのお墨付きを得ていると誤解する者が生じ、排出事業者においても優良な処理業者を自らの判断で選択するインセンティブが後退しかねない。

そもそも産業廃棄物処理においては、排出事業者責任が原則であるところ、行政が甘やかしすぎると排出事業者が本来の責任を果たさない。

排出事業者の優良化についても十分検討されたい。

基本的な判断基準が各都道府県でまちまちとなり、処理業者に混乱と過重な負担をもたらす事態を避けること、

等の観点から、業界の優良化に向けた基盤を形成する第一歩として重要であると考えています。

評価基準の制度的位置付けは「申請書類を一部省略できる者の要件」であり、許可基準に適合したこと以上に事業内容の優良性を証明するものではありません。すなわち、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではありません。したがって、評価基準適合者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要となります。この点については、今後作成することとしている解説や施行通知等で周知していくこととしています。

排出事業者が適正な処理業者にその産業廃棄物の委託を行わなければならないことは法律上の義務ですが、さらに自らの判

評価基準への不適合が明らかになった場合に、許可証から適合の旨の記載を削除する根拠を規則等で位置づけられたい。

許可証に評価基準適合の旨を記載し、許可証原本を確認した段階で優良性判断基準に合致していることを誰でも判断できるようにしてほしい。

他の都道府県等における適合状況の確認があった場合に可能となる審査事務の軽減とは、具体的にどのようなものか。

評価基準の適合の有無が処理業者の営業に直結すると考えるが、評価基準に適合しない旨の判断を行った場合には、不利益処分として不服申し立て等を行うことは可能か。

評価制度の将来的な在り方、今後の見通し如何。

(2) 評価基準の内容に係る意見

断により優良な業者を選択できるよう排出事業者における評価基準の活用を図ってまいりたいと考えています。

評価基準への適合が確認された業者については、更新許可等の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することになります。そのため、後になって申請時点で既に評価基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、許可証の記載事項を真正なものとする必要があるため、許可証の評価基準の適合性についての記載を修正することとなります。

評価基準への適合が確認された業者については、更新許可等の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することになります。

例えば、情報公開の対象となる事業は当該都道府県等における事業のみならず全国における事業となっているため、情報公開の更新履歴を確認するに当たって、他の都道府県等で基準に適合することが確認された日付以降の情報に限って書類を提出させて審査を行うことが考えられます。

評価基準はあくまでも申請書類の一部省略を認めることができるかどうかを判断する基準であり、許可又は不許可の判断とは関係しないこと、又基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、かつ基準に適合していたか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではないことから、不利益処分として不服申し立て等を行うことが可能な措置にはあたらないものと考えています。

今後は、本省令案の円滑の施行を図っていくほか、さらに民間市場において排出事業者が優良な処理業者を適切に選択できる仕組みの構築に向けた支援方策について検討をすすめることとしています。

「許可申請の直前5年間にわたり継続して、許可の申請に係る産業廃棄物処理業を営んでおり、その間に廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は環境保全法令（廃棄物処理法施行令第4条の6に規定する法令）の規定による不利益処分を受けていない者であること。」の要件について

廃棄物の不適正処理事案については暴力団が関与する事件も多いことから環境保全法令の規定による不利益処分のみならず、それ以外の法律違反も情報公開するべきである。

申請日当日に過去五年間不利益処分を受けていないことを確認することは物理的に不可能であるため、これを理由に都道府県知事等が本制度を利用しないことも可能とされたい。

評価制度の開始までには、各都道府県において全国における環境保全法令に係る不利益処分についての情報を把握できるシステムを整備してほしい。

不利益処分を受けた関係法令に、リサイクル関係法令（自動車リサイクル法・建設リサイクル法・食品リサイクル法、家電リサイクル法）も追加した方がよい。

行政指導の有無も基準に追加してほしい。

「許可申請の直前5年間にわたり、事業内容、処理施設の能力と処理実績、財務諸表、業務管理体制、従業員教育の取り組み等をインターネット上で公開し、かつそれ

暴力団等により事業活動が支配されている法人や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反、刑法の傷害罪等の罪を犯した者（この者が役員である法人を含む。）などは、そもそも産業廃棄物処理業の許可が取消されます。

当該確認については、審査を行う都道府県等が有する記録、申請者の自己申告書を活用するほか、環境省においては、環境保全法令に係る行政処分情報を全国の都道府県等の間で共有するシステムを構築することとしています。

環境省においては、都道府県等における審査の開始までに環境保全法令に係る行政処分情報を全国の都道府県等の間で共有するシステムを構築することとしています。

各種リサイクル法に基づく処理を行う場合であっても、環境保全法令の規定を遵守することが必要となることから、現段階においては、各種リサイクル法独自の手続的規定ではなくまずは環境保全法令の規定についての遵法性を評価基準とすることが適当と考えています。

評価基準においては、客観的な把握可能性、基準の明確性等を重視していることから、いわゆる行政指導についてはその対象に含まないこととしています。

その事項ごとに定められた頻度で情報を更新している者であること」の要件について

情報公開内容について優れた取組みを行っている業者と、単に公開をしているのみで必ずしも優れた取組みを行っていない業者が同一の評価を得ることは問題。よって、「評価基準」という単語は誤解を招くため用いるべきではない。

「処理の実績」「経営状態の健全性」などについては単に公開しているのみならず、一定レベル以上の実績を伴うことを要件とすべき。

情報公開を行うこと自体が優良安全企業ではなく、内容が悪い情報でも公開して認定されることにより、制度自体の価値が低くなる。

情報公開性の適合については、判断が困難であることもあることから法的位置付けを明らかにした事前審査制度を導入されたい。

虚偽の情報を開示する業者が出てきかねないため、できれば情報内容も評価したうえでランク付けした方がよいのではないか。

「評価基準」はあくまでも申請書類の一部省略を認めることができるかどうかを判断する基準であり、当該基準に適合したこと以上に事業内容の優良品性を証明するものではありません。なお、公開される情報の質については、虚偽記載等が明らかになった場合は企業としての信用が失墜すること、企業の取組み姿勢が情報の質として国民一般の目に公開されることを考えると、評価基準適合のためだけに質や内容の妥当性が低い情報を公開する処理業者が数多く出てくることは想定しにくいと考えられます。

情報公開性の適合に係る判断の具体的な手順としては、産業廃棄物処理業の更新許可の申請に先立ち、申請者の申し出に依りて都道府県等は評価基準への適合性について審査を行います。この際、情報公開に係る項目をはじめとして評価基準は、できるだけ適否の判断を迅速に行うことができ、かつ審査を行う者によって判断にばらつきが生じるおそれが少ない内容となっていますが、事務負担を軽減するための方策の一つとして、都道府県等の判断により、審査の公平性・信頼性の確保を前提として外部機関を活用して行っても差し支えないものと考えられます。

虚偽である場合を除いて、一定の外形的な要件を満たす情報が公開されていれば基準適合と判断されるものであり、公開されている情報の内容の妥当性の判断まで行うものではありません。一方、後になって申請時点に既に評価基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、許可証の記載事項を真正なものとする必要があるため、許可証の評価基準の適合性についての記載を修正することとなります。さらに、虚偽記載等の事由が許可基準への適否に影響すると判断される場合には、報告

ホームページで情報を公開し、更新できるのは体力のある大手に限られ、評価基準に適合する業者に委託が集中するのではないかと懸念され、中小企業も参加できるよう極力登録・更新手続を簡素化してほしい。

自社のホームページや産廃ネットに限らず、情報公開サイトの活用などインターネット上の公開ツールは広く認めるべき。

情報公開項目が細かすぎる。

環境省HP及び自治体HPにて容易に検索ができるようにしてほしい。

自社単独のホームページでは、情報を社会的に明らかにし、業者選定の際の参考にするとという本制度の主旨に沿わないことから、産廃ネットや各県の産業廃棄物協会のHPで公開するべき。

五年間情報公開・変更の都度の更新が行われていることを具体的にどのような方法で確認していくのか。

情報公開を開始した日（起算日）は、処

徴収を行うなどにより当該処理業者に対して必要な書類の提出を求めて改めて審査し、必要に応じて許可の取消し等の処分を行うこととなります。

「インターネットを利用する方法」による公開は、自社単独のホームページ、あるいは団体、協会等が提供する他の処理業者と共同掲載の情報開示用サイトのどちらで行っても差し支えありません。

本基準は、もともと許可申請時の添付書類に含まれている情報、処理業者に対し作成・保存が義務づけられている情報、一定の産業廃棄物処理施設において記録及び利害関係者への閲覧が義務づけられている維持管理に関する情報を中心として、これらを広く一般に情報公開することを求めるものです。

評価基準適合業者に関する情報は（財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットで一元的に供給することとしています。また、都道府県等においては、評価基準適合業者の名称や公開情報が閲覧できるホームページのアドレスをリスト化して公表するなど情報の普及に努めることが望まれます。

処理業者の経営規模やその実態が様々であることに配慮し、「インターネットを利用する方法」による公開は、自社単独のホームページ、あるいは団体、協会等が提供する他の処理業者と共同掲載の情報開示用サイトのどちらで行っても差し支えありません。

申請者が、申請書類の簡素化の規定の適用を受けるに当たっては、情報公開を行っているホームページ画面の該当箇所を印刷したもの又はその電子情報（最新並びに公

理業者の自己申告ではなく何らかの裏付けが必要。

公開情報について当該都道府県が審査する情報は他の都道府県等の許可品目・運搬車両等も含めたものなのか、当該都道府県のみ情報に限るのか。

～各情報公開項目について

「 会社情報 」

個人の場合、使用している屋号を公開事項に入れること。

事業について、産業廃棄物処理事業以外の事業も公開事項に入れること。

「 許可の内容 」

申請書類に添付している「事業計画の概要を記載した書類」そのもの、又は同程度の内容を公開すること。

許可証をスキャナーなどでPDF化して公開すること。

「 施設及び処理の状況 」

「外部委託も含めた最終処分が終了するまでの一連の処理の行程」は、商品のノウハウの一つであり、排出事業者以外の同業他社にまで明らかにする必要はない。

開開始時点のもの及び主要な更新履歴(日付が明示されたもの)など、自らが評価基準に適合していることを示す資料を提出することとなります。

他の都道府県等の許可品目・運搬車両等も含めた情報となります。

使用している屋号は、許可証等で公的に位置づけられたものではないため、基準には位置づけません。

廃棄物処理法の省令において、廃棄物処理事業以外の事業の公開を求めることを位置づけることは困難であると考えます。ただし、会社履歴は技術的能力の形成過程を知る上でも参考となるので、産業廃棄物処理事業以外の関連事業に係る変遷も掲載することが望まれます。

事業計画の概要は、許可申請時の添付書類のひとつとなっていますが、本基準は、当該添付書類に相当する内容の公開を求めるものです。

許可証の記載事項については、許可証をスキャナーなどでPDF化するなどして許可証の写しを掲載することを原則としますが、収集運搬業の許可を多数の都道府県等で取得しておりその全てを掲載することが著しく煩雑であるような場合には、許可証の記載内容を一覧表にするなどして公開しても差し支えありません。

最終処分が終了するまでの処理ルートを確認するためには、外部委託して処理される分についても、委託した処理内容や受託者の氏名又は名称等を明らかにすることが必要と考えます。

「直前1年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績」「施設の維持管理記録」の更新は6ヶ月に1回ではなく、原則として1年に1回とすべき。

処理の実績は最低3年間、更新を考えると5年間分を掲載するべきである。

維持管理記録の公開は令7条の2該当施設の他にも、事業者が行っている全ての環境測定結果を対象とすべき。測定を実施していないのであれば、その旨も記載すべき。

申請書類に添付している「事業の用に供する施設（図面を含む。）」「事業計画の概要を記載した書類に含まれる業務・処理フロー等」そのもの、又は同程度の内容を公開すること。

「財務諸表」

一般の処理業者との差別化をより明確にするため「キャッシュフロー計算書」を公開要件としてはどうか。

処分場は閉鎖後も資金が必要となるにも関わらず資金の留保が認められていない・設備投資に多額の費用を要するという処分業者の特殊性を抜きに、現に利益

産業廃棄物の種類ごとの処理の実績や施設の維持管理記録は、現行でも廃棄物処理法施行規則において前月中の実績等を毎月末までに帳簿に記載することとされていることから、6ヶ月に1回の更新は適切な範囲と考えます。

過去1年間の実績によりおおむね当該処理業者における処理状況が明らかになること、処理業者に過重な負担を課すことを避けること等を勧告し、情報公開の項目は直前1年間にすることとしていますが、積極的な情報公開のためには、過去1年間を超える期間の処理実績についても公開することが望ましいと考えられます。

令7条の2該当施設の設置許可を受けた者は、現行でも廃棄物処理法により所定の維持管理事項の記録・利害関係者への閲覧が求められているため、広く一般への情報公開としてもこの記録の一部を対象としたものですが、積極的な情報公開のためには、令7条の2該当施設以外の施設に係る維持管理記録についても公開することが望ましいと考えられます。

「事業の用に供する施設ごとの種類、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要等」「事業の計画の概要」はいずれも許可申請時に都道府県等に提出される事項であり、これに相当する内容の公開を求めるものです。ただし、施設の構造図等については企業秘密に属する情報も含まれるなどインターネットによる一般公開に適さないことから公開を求めています。

財務諸表の公開については、許可の際の申請書類の一部となっている貸借対照表及び損益計算書を対象とすることが適切と考えています。

財務諸表の公開は、企業の経済活動が役員等個人の経済活動と切り離されて適切に会計処理される体制となっているかどうかといった企業としての基盤や、企業の経

が出ていることを示す財務諸表の公開は、不当な値下げ要求や脅迫の契機となりかねないため反対。

公開情報が悪用されトラブル・事故の原因になりかねないことから慎重な取扱いが必要。

財務諸表の公開は、株式会社一般について、実施している企業は極めて少ないと推測され、産廃業者のみ「優良評価」に結びつけて強制的に行わせるのは問題。

財務諸表は企業秘密であり、最も公表したくないものであるため、監査法人による監査結果・自己資本率に変えてはどうか。

財務諸表の開示については要求を受けた取引先に限定するなど事業者の判断に委ねるべき。

悪い業者ほど、財務諸表の体裁を整え、あたかも健全な企業であることを装うのではないか。

納税証明書（全ての国税、地方税）社会保険料納付証明書等をスキャナーなどでPDF化して公開すること。

個人の場合も青色申告を受けるときに必要な貸借対照表及び損益計算書を作成し公開すること。

「 料金の提示方法 」

料金の算定式まで求めると悪質な排出業者に悪用される可能性があり、適正処理費の低下につながりかねない。

営状況の健全性を判断する材料となる情報を提供するものとして必要と考えています。

なお、貸借対照表及び損益計算書に盛り込む区分・数値などの具体的な記載方法は、商法等に定められている最低限の要求を満たしていればよいものとします。また、公開された財務諸表を適正に評価するため、今後作成することとしている解説等により、公開情報の適切な活用方法を周知していくこととしています。

虚偽記載等の事由が許可基準への適否に影響すると判断される場合には、報告徴収を行うなどにより当該処理業者に対して必要な書類の提出を求めて改めて審査し、必要に応じて許可の取消し等の処分を行うこととなります。

納税証明書等は添付書類として提出される財務諸表の真正性を担保するために必要とされていますが、情報公開された財務諸表については処理業者のホームページや産廃情報ネットで一般公開することにより、虚偽記載や情報更新の不履行を「国民の目」により監視する制度とします。

個人の場合は添付書類として必要とされる経理的状況に関する書類を省略しないこととしているため、財務諸表を情報公開の項目とはしていません。

料金の提示方法の透明性確保は極めて重要であり、情報公開項目として不可欠な項目です。なお、本基準は、処理料金の提示方法について一定の基準を定めるものでなく、各処理業者ごとに実施している提示の方法を公開すればよいものとしています。

「処理を委託する事業者」ではなく「処理を受託する事業者」ではないか。

公共で関与すべき問題でなく、商取引の中で設定すべき問題。

その他

企業のトップの資質を問う公開項目を設定すべき。

「ISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 など一定の環境マネジメントシステムに係る第三者認証又は都道府県知事等の認定のいずれかを取得している者であること」の要件について

認証制度によらなくても、認証を受けた場合と同程度に環境保全の取り組みを行っている処理業者もあるため、何らかの証明があれば認められるよう検討されたい。

第三者認証制度に限らず、「環境経営支援のための一定の外部評価システム」を追加し、様々な環境保全の仕組みが認められる内容とされたい。

ISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 は、労力、時間面から取得困難で

申請者たる処理業者が処理を委託する事業者に対して、処理料金をどのような方法で提示しているのかを掲載するものです。

処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、商取引の中で設定されるものです。そのため、情報公開の項目としては、処理料金の提示方法について一定の基準を定めるものでなく、各処理業者ごとに実施している提示の方法を公開すればよいものとしています。

会社の名称や役員の変更履歴等の会社情報をもとに、当該企業が社会的に信頼できるかを判断することが可能と考えますが、積極的な情報公開のためには、事業経営にかかわる理念や経営方針等その内容を詳しく説明することが望ましいと考えられます。

環境保全への積極的な取り組みを行っているかの判断については、環境マネジメントシステムに係る既存の認証制度等を活用することにより、都道府県等が取組内容を逐一審査しなくとも判断を可能としたものです。このため既存の認証制度等としては、専門性・客観性・公平性等を備えた制度である必要があり、当面はISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 の認証がこれに当たるものとしています。

また、今後環境省が適当と認めたものについては、随時追加していくこととしています。

本基準については、現在のところ中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境

あるため、産業廃棄物処理業界の実態に即した取得しやすい環境マネジメントシステムが必要。

各都道府県等で行っている認証制度についてはどのように取り扱うか。

ISO14001 は、事業場ごとに認証されるものであるが、各都道府県等の区域の事業場ごとに取得する必要があるのか。

(3) 省略することができる申請書類に係る意見

事業者の公開情報が最新情報でない可能性もあることなどから、商業登記簿謄本は省略対象としない方向で検討されたい。

申請書類の簡素化では優遇措置として無意味。半年・一年ごとの情報更新が要されるのであれば、5年ごとの許可の更新に伴う事務負担の方が軽い。

省略することができる申請書類は、もともと事務負担の程度の低い書類であり、優遇とは思えない。

申請書類の省略は要らないから、情報公開項目を簡素化してほしい。

収集運搬帳簿・処理処分帳簿を不要とされたい。

優良業者については、都道府県独自の手続（産廃税・他県からの搬入事前協議書等）を簡素化されたい。

マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない状態にあることから、その適用は平成18年10月1日からとします。

各都道府県等で行っている認証制度が環境省のエコアクション21ガイドラインと相互認証された規格等に基づく認証であれば該当します。また、今後環境省が適当と認めたものについては、随時追加していくこととしています。

処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしも全ての事業場等について認証を取得している必要はありません。

商業登記簿謄本に相当する情報を公開することとなる会社情報の項目は、変更の都度更新することとしていることから、最新情報でなければならず、変更の履歴も明らかにしなければなりません。

不適正処理防止とリサイクル促進のためには、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、廃棄物の適正処理を確実に行う優良な処理業者を育成するための取組を推進していくことが重要です。今回の改正は、虚偽記載や情報更新の不履行を「国民の目」により監視するという意味で情報公開を条件とする等一定の基準に適合する業者に対しては許可手続の簡素化などの優遇措置を講ずることにより、産業廃棄物処理業界の優良化に対するインセンティブを与え、こうした取組みを推進することを目的としています。

産業廃棄物の適正な処理を行うためには、受託した処理の状況を的確に把握することが必要不可欠です。

条例や要綱に基づき定められている都道府県等独自の手続について、廃棄物処理法に基づく本制度の簡素化対象として国が

「事業計画の概要を記載した書類」「技術的能力を説明する書類」「処分後の産業廃棄物の処理方法」は、申請の内容の基本的事項であり添付書類も多く、公開内容と申請書類が一致しているとは限らない。また、立ち入り検査等に書類を携帯しなければ必要な検査ができないおそれがあることから、これらの書類の省略は止めて欲しい。

「法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」は、情報公開項目となっていないのに、省略を認めるのか？

(4) 経過措置に係る意見

情報公開が1年の間に間に合えば、6ヶ月～申請の提出日である一方、それ以外が5年間であればあまりにも格差がありすぎるのではないか。

更新の時期によっては、施行当初から情報公開を始めたとしても経過措置を利用できず5年となる者（例えば平成17年4月1日から9月30日までの間に更新時期がある者）が出てきて公平性に欠ける。

環境マネジメントシステムに係る第三者認証は、優良な業者であれば難しいことではないため、適用猶予は不要。

定めることは制度的に不可能です。

「事業計画の概要を記載した書類」「技術的能力を説明する書類」「処分後の産業廃棄物の処理方法」として提出する添付書類に相当する内容は、情報公開の項目である「事業計画の概要」「当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程」「処分後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法と処分量」「産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数」「産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数」等により求めることとしています。またこれらの情報については、申請時にインターネット画面の印刷物又は電子情報として提出を求めることとなります。

納税証明書等は添付書類として提出される財務諸表の真正性を担保するために必要とされていますが、情報公開された財務諸表については処理業者のホームページや産廃情報ネットで一般公開することにより、虚偽記載や情報更新の不履行を「国民の目」により監視する制度とします。

今回の改正により創設する制度は、制度上は申請書類の簡素化という優遇措置を受けるための制度であるため、更新等の許可申請の時点にのみ簡素化の恩恵を受けることとなります。制度創設当初は、申請のタイミングによって最初に簡素化の恩恵を受けるまでに必要とされる情報公開の期間に格差が生ずることはありますが、この格差は制度の施行から期間が経てば解消されていくものであり、制度の構築上やむを得ない範囲のものであると考えます。

本基準については、現在のところ中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分

環境マネジメントシステムに係る第三者認証は、適用猶予を3年以上としてほしい。

環境マネジメントシステムの認証登録等には相当の費用がかかり、中小企業にとっては大きな負担であるという意味において、現段階で制度が未整備な状況といえるので十分な論議・猶予期間をお願いしたい。

いったん評価基準に適合しても、適用猶予期間経過後にも環境マネジメントシステムの認証を取得することができない場合には、評価基準適合の認定を取り消すことになるのか。

3 産業廃棄物RPF施設（破碎後の廃プラスチック類の圧縮固化を行う破碎施設）の構造・維持管理基準の見直しに係る改正

(1) 全体に係る意見

産業廃棄物RPF施設の構造・維持管理基準の見直しをするのではなく、産業廃棄物RPF化の推進政策自体を止めるように要求する。

RPFを製造・保管する場合における生活環境保全上の支障を防止するためには、廃プラスチック類の破碎施設ではなく産業廃棄物RPF施設に直接規制をかける必要があるのではないかと。施行令第7条第7号に関連するRPF施設のみに関し規制を限定する理由は何か。

普及しているとはいえない状態にあることから、その適用は平成18年10月1日からとします。

本経過措置は、環境保全の取り組みに係る要件の適用を猶予するものであり、平成18年9月30日までに申請を行った者は、環境保全の取り組みに係る要件を満たすことは求められず、遵法性と情報公開性の要件を満たせばよいこととなります。なお、評価基準適合性については許可申請時において確認する仕組みとなっていますので、虚偽申請等の場合を除き、これが取り消されることはありません。

今回の改正は、産業廃棄物たる廃プラスチック類の破碎施設について、破碎された廃プラスチック類を圧縮、押出しにより成形し、密度を高めて固形化する場合において、摩擦熱や蓄熱に起因する発火等による生活環境保全上の支障を防止する観点から、構造・維持管理基準の見直しを行うもので、産業廃棄物RPF化の推進を目的としたものではありません。

産業廃棄物を破碎し、圧縮、押出しにより成形し、密度を高めて固形化する場合について、処理する産業廃棄物は、廃プラスチック類のみ、又は廃プラスチック類を主体とした場合がほとんどです。こうしたことから、現在すでに許可対象である廃プラス

圧縮固化された廃プラスチック類を、いわゆるRPFと表現されているが、RPFは廃プラスチック類のほか、紙くず、木くず、繊維くずも原料として使用可能であり、RPFの定義付けが必要。

産業廃棄物RPF施設で政令7条に規定する廃プラスチック類の破碎施設の設置許可を取得していない既存の施設について、みなし許可の規定を設けるべき。併せて、構造・維持管理基準についても、一定の経過措置を設けるべき。

(2) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準の追加に係る意見

成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素濃度を連続的に測定できる装置が設けられていること、としているが、記録計は不要である旨を明確に記述すべき。

圧縮固化された廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度の冷却設備とは、成形機内の直接水噴射による冷却装置でも対応可能でしょうか。

冷却設備について、コンベアよりRPFに散水ノズルで約3%水分を加えて堆積させ、水分の蒸発潜熱で急激に冷却する場合についても、水を用いて冷却する場合に認めてほしい。

重機作業による攪拌による製品の冷却は、不十分な攪拌による火災発生の危険があり、「重機等を用いた人力攪拌による放熱」は冷却設備として認めるか否か

チック類の破碎施設について、破碎された廃プラスチック類の圧縮固化・保管に係る基準を追加することにより、いわゆるRPFを製造・保管する場合における生活環境保全上の支障防止は図られるものと考えます。

今回改正する施行規則においては、圧縮固化された廃プラスチック類を規制対象とし、RPFという表現は使用しないこととしております。

今回の改正は、政令第7条に規定する廃プラスチック類の破碎施設の構造・維持管理基準の見直しを行うもので、許可を要する廃プラスチック類の破碎施設の対象範囲を広げたものではなく、みなし許可の規定を設ける場合には当たりません。また、施行日においてすでに設置されている既存施設については、一定の経過措置を設けることとしています。

当該規定では、連続的な記録まで求めておらず、基準の趣旨を通知等で示すこととしたい。

冷却設備は、圧縮固化された廃プラスチック類の内部まで十分冷却できることが必要であり、こうしたことを満足できる設備であれば対応可能と考えますが、具体的には、通知等で示すこととしたい。

明記する必要がある。

圧縮固化された廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却する場合において、この廃プラスチック類の温度とは圧縮固化されたそのものでなく、成形機出口のダイキャスト（出口面板）のノズル廻りの雰囲気温度でも対応可能でしょうか。

冷却装置内の温度及び一酸化炭素濃度の連続測定装置の設置について、水を用いて冷却する場合は除くとされている。一酸化炭素の測定は、外部に一酸化炭素が拡散し、環境汚染を引き起こすことを懸念して行われるものと考えられ、水による冷却であっても一酸化炭素の連続測定装置の設置は必要。（維持管理基準についても同様の意見）

圧縮固化された廃プラスチック類の温度を外温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること、としているが、明確な温度範囲基準を設けるべき。

冷却設備の入口及び出口における温度の連続測定装置の設置について、連続記録計は不要である旨を明確に記述すべき。

冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度の連続測定装置の設置は不要。

圧縮固化された廃プラスチック類の温度が保管施設の搬入までに外気と同程度の温度以下となる場合は、冷却設備の設置は不要としていただきたい。

冷却設備の温度の連続測定装置による測定について、断続的な測定で可能か。（維持管理基準についても同様の意見）

冷却設備は、圧縮固化された廃プラスチック類の内部まで十分冷却できることが必要であり、こうした規定の趣旨から、圧縮固化された廃プラスチック類そのものの温度が対象です。

冷却設備内の一酸化炭素濃度の測定の趣旨は、外気を用いて冷却する設備内で過熱、発火、燻りが生じていないかを監視することを主な目的としており、水に浸して冷却する設備の場合は、このような事態が想定されないため適用除外としました。

通知等で示すこととしたい。

通知等で示すこととしたい。

設備内で過熱、発火、燻りが生じていないかを監視し、異常が認められた場合に速やかな対応が図られるようにする観点から、当該規定は必要と考えます。

御意見のとおりとすることとしております。

異常時に速やかに対応を図り、生活環境保全上の支障を防止する観点から、冷却設備の温度は連続的に測定することが必要と考えます。

成形設備の温度は冷却設備の入口温度と同じと考えられ、冷却設備の出口温度は保管設備への搬入時の温度と同じと考えられることから、温度測定は成形設備の温度及び冷却設備の出口温度の2ヶ所としてはどうか。(維持管理基準についても同様の意見)

サイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管期間が7日以内のときは、異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、発火を防止する設備が設けられていること、とは消火散水設備でも対応可能でしょうか。

今回の改正では、圧縮固化された廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管期間が7日以内のときも規制されています。しかし、消防法の改正でRPFは再生資源燃料として1,000kg以上は貯蔵方法が市町村の条例で定められ、7日以内の貯蔵であっても消防法で規制されるため、「当該保管期間が7日以内のときは、」に「かつ保管数量が1,000kgを超えるときは」を加えるべき。

「当該保管期間」と「当該保管の期間」と表現方法が違っているので統一すべき。

(3) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準の追加に係る意見

成形設備内の温度又は成形設備の出口の温度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認するための方法はモニター画面上の温度監視でも対応可能でしょうか。

成形機出口より連続的に直接保管設備

冷却設備の入口温度は、外気を用いて冷却する場合に外気が冷却に適した温度であるか、出口温度は適正に冷却が行われているか、を確認するもので、成形設備の温度や保管設備に搬入しようとする場合の圧縮固化された廃プラスチック類の温度の測定とは目的が異なっており、それぞれ測定し確認することが必要と考えます。

発火を防止できる設備とは、例えば、不活性ガスの封入装置等を想定しているところです。御意見の設備が発火を防止することが可能であると認められれば対応可能ですが、通知等で考え方を示すこととしたい。

廃棄物処理法、消防法ともに、それぞれの法の目的に基づき必要な基準を規定しています。今回の廃棄物処理法施行規則の改正は、破碎された廃プラスチック類の処理に伴う生活環境保全上の支障を防止するためのもので、再生資源燃料に限らず、圧縮固化された廃プラスチック類を対象とし、生活環境保全上の支障の程度を考慮し、「大型の保管設備での保管又は7日を超える長期保管の場合」と「7日以下の短期保管の場合」について、それぞれ基準を策定することとしています。

表現は統一します。

当該方法としては、あらかじめ設定した管理範囲を逸脱していないことを確認することが必要です。

圧縮固化された廃プラスチック類を適切

に搬入される方式において、圧縮固化された廃プラスチック類の温度及び粉化の程度の検査及び確認は成形機出口から連続排出されている一部のサンプルを採取し検査、確認することで対応可能でしょうか。

圧縮固化された廃プラスチック類が著しく粉化していないことを確認し、記録する頻度は、適時と解釈してよろしいか。

搬出しようとする圧縮固化された廃プラスチック類の温度や粉化の程度が基準に適合しない場合の必要な措置は、散水冷却で対応可能でしょうか。粉化していないものについては、再度成形機で圧縮固化する必要があるのでしょうか。

保管設備内に搬入した圧縮固化された廃プラスチック類の温度その他の項目を測定し、かつ、記録することについて、その温度は保管設備内の温度と解釈してよろしいか、又は、圧縮固化された廃プラスチック類そのものの温度か。また、その他の項目とは具体的に何か。測定の頻度は、適時と解釈してよろしいか。

圧縮固化された廃プラスチック類をピットその他の外気に解放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるときは、圧縮固化された廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化された廃プラスチック類の温度の異常な温度上昇を防止するために必要な措置を講ずること、としているが、表現が重複しているので、「かくはんその他の」は不要。

4 最終処分場に係る維持管理積立金の安定型産業廃棄物最終処分場への適用拡大

にサンプリングし、その温度及び粉化の程度を検査、確認することが必要です。

生活環境保全上の支障防止の観点から、毎日確認し、記録することが望ましいと考えます。

必要な措置とは、搬出の際に基準に適合しない圧縮固化された廃プラスチック類が確認された場合は、保管設備内に基準に適合しないものがないかあらためて確認し、基準に適合しないものはすべて取り出すなどの措置を想定しています。取り出した後のものについては、生活環境保全上支障のないよう、廃棄物処理法に基づき適正に処理することが必要です。

測定・記録の対象は、圧縮固化された廃プラスチック類そのものの温度のほか、場合によっては、水分等も考えられる。また、測定頻度は、生活環境保全上の支障防止の観点から、毎日が望ましいと考えます。

圧縮固化された廃プラスチック類の温度の異常な温度上昇を防止するための効果的な措置の一つとして、圧縮固化された廃プラスチック類の「かくはん」を示したもので、一般的に使用する表現です。

に係る改正

現在既に埋立処分を行っている最終処分場も対象としてほしい。

維持管理積立金制度が創設された際、同制度の施行前に埋立処分を開始していた最終処分場に対しては、同制度を適用しないこととしていたため、今回新たに対象となる安定型産業廃棄物最終処分場についても、施行日以後埋立処分を開始したものを対象とすることとしています。

なお、維持管理積立金制度の施行より前に埋立処分を開始していた処分場についても、その維持管理を適切に行い、周辺的生活環境を保全するため、法律の適用除外規定を解除し、当該最終処分場についても当該制度の対象とする改正法案を国会に提出したところであり、当該改正案が成立した際には、今回の省令改正における適用除外規定も改めて省令改正を行い解除する予定です。

5 一般廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類の簡素化に係る改正

産業廃棄物処理施設についても同様の簡素化措置を講ずるべき。

産業廃棄物処理施設については既に同様の簡素化措置が講じられています(廃棄物処理法施行規則第11条第7項及び第8項等)。